

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	緑区役所区民生活部総務課
件名	さいたま市緑区役所事業系一般廃棄物等収集運搬業
履行場所	さいたま市緑区大字中尾975番地1
契約締結日	令和5年3月31日
契約の相手方名	原田商事株式会社
契約金額	支払限度額 (内訳) 1,061,984円 可燃物31円/kg 紙ごみ類31円/kg 外4種類
随意契約によること とした理由	<p>本業務は一般廃棄物及び資源物を収集運搬する業務である。 収集運搬する品目の種類が6種類にわたることから複数単価契約とし、 随意契約の方法によることとした。 3者による見積合せを行ったところ、最も廉価であった当該業者と随意契約 により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第6号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	緑区役所健康福祉部高齢介護課
件名	さいたま市在宅介護支援センター事業業務(緑区原山地区)
履行場所	さいたま市緑区原山1丁目他
契約締結日	令和5年3月31日
契約の相手方名	社会福祉法人埼玉県共済会
契約金額	2,074,000円
随意契約によること とした理由	<p>在宅介護支援センターは、老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設で、地域の老人の福祉に関する専門的な情報提供や相談・指導・助言などを総合的に行なうことを目的とする施設であり、設置については、同法第15条の規定に基づき届出をすることとなっている。</p> <p>本業務は、その業務の性格上、保健・福祉に関する専門性が必要であり、平成18年3月31日付け厚生労働省老健局長通知の中で、あらかじめ施設の管理者を定め、職員配置においても専門性を要求するものとなっている。また、地域の実情に応じた担当地域を定めることが望ましいとされ、地域性を重要視することも要求されるものである。</p> <p>当該事業者は、専門職員を配置するとともに、知識と経験があり、本事業を円滑に実施する能力をもっており、当該事業者以外では、本事業が施行できないものとなるため、随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第6号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	緑区役所健康福祉部高齢介護課
件名	さいたま市在宅介護支援センター事業業務(緑区美園地区大崎他)
履行場所	さいたま市緑区美園地区大崎他
契約締結日	令和5年3月31日
契約の相手方名	社会福祉法人浦和福祉会
契約金額	2,074,000円
随意契約によること とした理由	<p>在宅介護支援センターは、老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設で、地域の老人の福祉に関する専門的な情報提供や相談・指導・助言などを総合的に行なうことを目的とする施設であり、設置については、同法第15条の規定に基づき届出をすることとなっている。</p> <p>本業務は、その業務の性格上、保健・福祉に関する専門性が必要であり、平成18年3月31日付け厚生労働省老健局長通知の中で、あらかじめ施設の管理者を定め、職員配置においても専門性を要求するものとなっている。また、地域の実情に応じた担当地域を定めることが望ましいとされ、地域性を重要視することも要求されるものである。</p> <p>当該事業者は、専門職員を配置するとともに、知識と経験があり、本事業を円滑に実施する能力をもっており、当該事業者以外では、本事業が施行できないものとなるため、随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第6号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	緑区役所健康福祉部高齢介護課
件名	さいたま市在宅介護支援センター事業業務(緑区美園地区寺山他)
履行場所	さいたま市緑区寺山他
契約締結日	令和5年3月31日
契約の相手方名	社会福祉法人遍照会
契約金額	2,074,000円
随意契約によること とした理由	<p>在宅介護支援センターは、老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設で、地域の老人の福祉に関する専門的な情報提供や相談・指導・助言などを総合的に行なうことを目的とする施設であり、設置については、同法第15条の規定に基づき届出をすることとなっている。</p> <p>本業務は、その業務の性格上、保健・福祉に関する専門性が必要であり、平成18年3月31日付け厚生労働省老健局長通知の中で、あらかじめ施設の管理者を定め、職員配置においても専門性を要求するものとなっている。また、地域の実情に応じた担当地域を定めることが望ましいとされ、地域性を重要視することも要求されるものである。</p> <p>当該事業者は、専門職員を配置するとともに、知識と経験があり、本事業を円滑に実施する能力をもっており、当該事業者以外では、本事業が施行できないものとなるため、随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第6号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	緑区役所健康福祉部高齢介護課
件名	さいたま市緑区北部圏域高齢者生活支援体制整備事業業務
履行場所	さいたま市緑区北部圏域 外
契約締結日	令和5年3月23日
契約の相手方名	社会福祉法人リバティ
契約金額	4,500,000円
随意契約によること とした理由	<p>実施に当たっては、①本事業の目的を理解し、確実かつ継続的に実施できる安定した組織であること。②多様な理念を持つ地域の提供主体と連絡調整ができる立場にあり、所属する組織の枠組みを超えた視点、地域の公益活動の視点、公平中立な視点を有すること。③ボランティア等の生活支援の担い手の養成、住民主体の通いの場の設置等のサービスの開発を効果的に実施できること。④日常生活圏域の中心である地域包括支援センターと密接な連携がとれること。⑤日常生活圏域単位の地域ケア会議である、地域支援会議を活用した会議運営ができること。⑥中学校区2～3校区を1つの圏域としている本市の日常生活圏域において、圏域内の多様な地域特性を理解した上で、地域的な偏りなくカバーできること。⑦圏域内の生活支援に係る社会資源の把握や地域の様々な情報収集能力を有していること。が、求められる。</p> <p>これらの要件を全て満たすのは地域包括支援センターのほかにはなく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、当該圏域の地域包括支援センター設置運営事業者である社会福祉法人リバティを選定し、随意契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	緑区役所健康福祉部高齢介護課
件名	さいたま市緑区南部圏域高齢者生活支援体制整備事業業務
履行場所	さいたま市緑区南部圏域 外
契約締結日	令和5年3月23日
契約の相手方名	社会福祉法人騏忠会
契約金額	4,500,000円
随意契約によること とした理由	<p>実施に当たっては、①本事業の目的を理解し、確実かつ継続的に実施できる安定した組織であること。②多様な理念を持つ地域の提供主体と連絡調整ができる立場にあり、所属する組織の枠組みを超えた視点、地域の公益活動の視点、公平中立な視点を有すること。③ボランティア等の生活支援の担い手の養成、住民主体の通いの場の設置等のサービスの開発を効果的に実施できること。④日常生活圏域の中心である地域包括支援センターと密接な連携がとれること。⑤日常生活圏域単位の地域ケア会議である、地域支援会議を活用した会議運営ができること。⑥中学校区2～3校区を1つの圏域としている本市の日常生活圏域において、圏域内の多様な地域特性を理解した上で、地域的な偏りなくカバーできること。⑦圏域内の生活支援に係る社会資源の把握や地域の様々な情報収集能力を有していること。が、求められる。</p> <p>これらの要件を全て満たすのは地域包括支援センターのほかにはなく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、当該圏域の地域包括支援センター設置運営事業者である社会福祉法人騏忠会を選定し、随意契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>